しんぎ かいぎ けっか 審議 (会議) 結果

またである。 おこれである。 おこれである。 おこれである。 おこれである。 おこれである。 おこれである。 おこれである。 おこれである。 おこれである。 おこれである。 おこれである。 おこれである。 おこれである。 おこれである。 おこれである。 おこれである。 おこれである。 おこれである。 まったでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでも	第29茴种奈川県障害者施策審議会
かいきいに ちじ 開催日時	令和3年6月16日 (水曜日) 14時00分から16時00分まで
かいきいばしょ 開催場所	波立場会館 5階 多目的ホール
出席者	【会長】小川委員、【副会長】堀越委員、河原委員、鈴木委員、
次回開催予定日	令和3年9月頃
所属名、担当者名	障害福祉課調整グループ 山下・小澤 電話 045 (210) 4703 ファクシミリ 045 (201) 2051
おおいさいけいしき 掲載形式	議事録
審議(会議)経過	以下のとおり

はんきんじかんけんをくしぶちょうあいさっ

(小川会長)

それでは議題1に気りたいと思います。「神奈川県障害福祉計画の設定について」です。 管様のお手売に配られているパワーポイントの資料に基づいて、これを事務局から説明して いただきたいと思います。よろしくお願いします。

(事務局から資料1に沿って説明)

(小川会長)

御説明ありがとうございました。実績を全て把握していないということで、これからそれが埋まっていくのだと思います。今の説明は、成果首々と本頃の状況ということで、答項首別に説明をいただきましたので、そこでの説明の細かいことについても御意見があれば出していただきますし、それから、酢年度も文書会議ではありましたけれども、皆穣の御意見を聴取したわけで、そういったことの反映はどこにあるのかといったことも踏まえて、それから今年度、新たに利用者首線の支援とか、ともに生きる社会かながわ憲章の考え、芳ということが出ましたけれども、これまでの神奈川の障がい者福祉に関して、積み重ねてきた中での、これからのありようというものもまた検討して、そこに新たなものを加えていくということがありますので、一道の、連続性をもって改善をしていかなければいけないと思うので、皆穣からの御意見を幅広く循いたいと思っております。

今首は、今曲された資料に基づく御意見と、第6期の障がい福祉計画を立てる上での 基本的な。考え芳なども御披露いただいて、計画の中に受験していきたいと。考えています。 まず、時間もないことですので、全員に御意見をいただく予定でおりますけれども、まず は、障がい者団体の芳をから御意見を、今の御説明のことだけでなくても、御自身の今の 状況でこの第6期の中で受験してほしいことをお話しされても構いませんので、御意見を いただくことから始めていきたいと思います。

(河原委員)

ひとつお何いしたいことがあります。

第6期障がい福祉計画、令和3年度から令和5年度と書いてあるんですけれども、もうすでに令和3年度に入っていますよね。今から作って、たぶん令和4年度からスタートになるのではないかと思うのですけれども、そうすると、1年ずれて令和4年度から令和6年度までとなるのかどうか、それを荷いたいと思います。

それからもうひとつです。8ページ、新しい内容として、難聴児の支援のための草稼碕 機能を充実すると書いてあると思います。これは私たちにとって、非常に内容の深いこと、 意義の深いことであると思っております。

これを進めるに当たって、当事者団体もきちんと一緒になってこの「話を進めていってほしいと思います。というのは今まで、このような施策を進めるときに、ほとんどが医療関係者の団体が中心に進められて終わっている、実際にそれを利用するといいますか、当事者の人たち、つまり子どもたちや親など、あるいは一番・聴こえなかった自分たちも答めて、そういった人たちの意見がほとんど入ってこないまま進められてしまっている、ということが、今まで過去を含めてたくさんありました。それで、これを進めるに当たって、最初から当事者団体が医療関係者、福祉関係者と一緒に話し合いができるような場所、組織を作ってほしいと思っております。

ほかにも、利用者自線というのは、とてもいい言葉だと思います。でも実際、字どもに関しては、字どもが利用者になるわけですから、大きくなった時に、もう利用者じゃなくなったということになる。自分が大きくなった後に、振り遊ってみると、あの時このようにしてもらえたらよかったのに、ということがたくさんあります。利用者というのは実際今使っている人たちだけではなく、完の利用者、またこれから使うかもしれないという人たちも当事者ということで送く集めて、送い意味での意見をいただきながら進めるという考え芳で、進めていってほしいと思います。以上です。

(小川会長)

ありがとうございます。1番首の質問は、全員が共通で認識していなければいけないことなので、第6期が令和3年から令和5年までとなっておりますので、その考え芳は事務局からきちんと説明をしていただきたいと思います。

それから、2番首3番首については、御意見としてそういった。考え芳を盛り込む計画にしましょうという形で、まず考えていきたいと思いますが、原で、今までは医療関係者だったけれども、これからは当事者、あるいはその関連団体を入れてきちっとした体制を作っていくという形で意見を反映するということでいいんじゃないかと思いますけれども、とりあえ

ず事務局はいかがでしょうか。

(事務局)

まず、最初の御質問にお答えします。第6期計画については、御承知のとおり、基本的には能学度中に策定をするという形でしたが、本質につきましては新型コロナウイルスの影響等を踏まえまして、1年延期し今年度に策定をする、という形をとらせていただきます。

これに関しては国からも、今年度末までに繁定すればよいという通知をいただいています。ただし、この第6期計画の計画期間については、国で一律、令和3年度から令和5年度までと決めておりますので、国の通知にも書いてありますが、延期して今年度作る場合も、計画期間は令和3年度から令和5年度までとすることになっていますので、その期間にせざるを得ないというところです。

このため、延慢するというのは計画をずらすということはない、そして、計画ができるのは令和3年度末ですので、実質、計画に基づく散組というのは令和4年度、5年度の2年間ということになってきます。

国の基本指針では、成果首標について、令和5年度末の首標を設定することになっていますので、令和4年度、5年度で令和5年度末の首標を首指すという計画にする予定でございます。

また、難聴児支援の静稼筋機能を集たす体制を確保するということにつきましては、覚でいうと健康医療局と調整を進めていく必要がありますので、いただいた御意見については、健康医療局と神携して検討していきたいと考えております。以上です。

(小川会長)

ということで、コロナ禍においてイレギュラーな形になりますが、実質は令和4年度、令和 5年度の計画をきちんと立てるということになってくると思います。

それから、その後の第7期に高けての話を、時間があればつないでいくということになるでしょうけれども、いずれにしても今まで3年計画を立てていたのが、実質2年というような形になってくると思います。それを意識していただいた芳がよいと思います。

(事務局)

河原委員から、難聴児支援のための节核的機能を集たす体制の確保につきまして、当事者の意見を含めるべきという御意見をいただきました。これについて補足をさせていただきます。

今、お話がありました難聴児支援のための中核的支援を集たすな制の確保について、医療 関係者だけではなく、福祉の関係者、そして当事者の皆様からの御意見をいただきながら計画 を策定していきたいと考えております。

(小川会長)

Zoomで参加していらっしゃる神奈川県視覚障害者福祉協会の鈴木さん、御意見ありますか。

(鈴木委員)

ここでは難聴の芳の話が出ていますが、いわゆる弱視の芳については記載がなかったのですが、計画に盛り込まれないという理解でしょうか。

(事務局)

資料に記載した首標につきましては、笛の基本指針で「楚めなければならない」と記載されたものなどを挙げたものです。弱視の関係は、笛の基本方針には書かれていないということになります。

ただ学の説前は、国から求められているものについてですので、それ以外のものについては、必要に応じて議論していくことになると思います。

(小川会長)

今の体については、室のところには入っていないけれども、葉の芳でどうしていくかということについては、また検討してください。

(鈴木委員)

^{ひっょう} 必要ならばそういう要求をしていきます。

(小川会長)

金子さん、いかがですか。

(金子委員)

2点あります。ひとつは10ページの相談支援体制の充実強化のところに、「答情时科気は 圏域で相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保」とあります。例えば、私の住んでいる 綾瀬市の相談支援センターではかなり頑張って活動されていますが、答情的科の相談支援 センターにおける充実強化に向けた散組というのは具体的にどのようなことをしていくの でしょうか。

また、その上の医療的ケア児の協議の場について、もう少し御教示願います。

(事務局)

まず、基幹相談支援センターについてですが、県では、基幹相談支援センターの連絡協議会というものを定期的に開催しています。

未設置の市町村文は圏域につきましては、協議会を通じて情報提供を行い、設置に向けた働きかけを行っています。

また、医療的ケア児の協議の場についてですが、この7覧に、答声的社を集めまして、先週

^{せいりっ}した医療的ケア児の支援法に基づき、今後の進め方について協議していきます。

(小川会長)

実は、この充実強化について「具体的にどうするのか」というのが非常に必要になってくるので、事務局で詰めてもらう必要があるのですが、利用者首線の支援の振り遊りでも、施設の支援の話をしているときに「稍談が弱い」という話が出たんです。

ここの強化というのが、とても重要になってきますので、重点事項としていただきたいと思います。

きょうしゃく 恐縮ですが、委員の皆様に順番に御発言を願います。まずは野口委員から。

(野口委員)

今、小川先生がおっしゃったことですが、稲談支援や、9ページの障がい児支援の整備ということについて、生活している芳の意覚を聞くと、制度としてはあるけれども、本当に困ったときに使えないという感想を実蔵として持っていますので、当事者首線を踏まえた支援を進めていくという視点で考えていけばよいのではないかと思います。

(小川会長)

ありがとうございます。今の御発言は、大事なところだと思います。

小山委員、荷かありますか。
が想でも、報告を受けたことについてでも、個人的なことについてでも構いません。

(小山委員)

令和5年までということで、あっという間に動きがあるが、その成果を誰がまとめていくのか。

荷もやってないところはそのままで、やっているところは一生懸命やって、その格差をどうすればいいのか。第5期になったらその差が広がっている。

当事者首線というが、当事者を集めて聞くのか。「障がい者のみなさん、第6期の計画を どうしていきましょうか。」と聞いたところで、やっていけるのか。

障がい者の意見は1つじゃない、いろいろな意見があるよね。だから、それをひとまとめにするのが難しい。誰に聞いて誰が取りまとめるかというのが、董夢じゃないかと思うのです。

(小川会長)

ありがとうございます。

事務局でいつもまとめていただいて、この計画書ができる、あるいは、これまでの実績というのは、数字で出てきますよね。

たと、 もくひょう 例えば、目標にしているホームヘルプのサービスは何時間何人とか、重度訪問何時間何人 とか、施設移行とか就労B型とか。そういう数字だけ出てくるのです。

それが旨標値を達成していると、マルみたいな形で理解されるけれども、実際にどうされるかというと、どういう生活になっているかとか、そこでの仕事は充実しているかといったことは、評価の表に出てこないんですよね。

だから、小山委員がおっしゃっていることは、そこを評価しなければ一人ひとり違うでしょ、ということなので、そういう評価視点を持って検証しなければいけないということだと思うのです。

それを全て実質やれるかというと、なかなかやれないけれども、少なくともどこかのところを量気的にとか、どの地域をモデル的にということであればできる可能性があるので、そういうことをちゃんとしていくことが大事だというふうに理解しました。

では、どういう方法があるかということは検討しないといけないけれども、必要だと思いました。次に成苗さん。

(成田委員)

パワーポイントの番号でいうと、11番と12番、ここにすごく関心を持ちました。

11番でいうと、障害福祉サービス等の質の向上の取組というところがあるのですが、やはり、質の向上というところはすごく大切だと考えています。

その評価をするために、答種研修の活角という、いつも「〇〇研修を受けた代は荷名だ」というような結果報告があるのですけれども、やはり、質の尚上のためには、利用者首線での評価をどのように取り入れていくかという視点が重要ではないかと。著えています。

難しいかもしれませんが、スタッフの研修の参加数だけではなく、利用者の意見をどう取り入れているかという視点をここに持ってくればいいんじゃないかと思います。

それと、パワーポイントの12枚首がとても天事なメッセージになるのではないかなと憩います。これらの課題が今後の神奈川の福祉計画の表案に向けてのメッセージになるように、この部分について荷らかのものが茁せると、計画を立てる趣情に一番沿うのではないかと**考っています。

(小川会長)

ありがとうございます。今の御意見は取り入れていきたいと思います。

類目委員、御発言いただきたいのですが、例えば5ページの精神障がいに対応した包括システムのところの数字について、いかがでしょうか。

(須貝委員)

それはわからないのですが、この会議に出席するに当たって、その次の問題として、拘束の問題が障がい者施設であるということが前提としてあると思うんですよね。

私どもは、精神科の病院で、医療行為の一つとして拘束があるのですが、拘束の方法について、たとえば県の方で実態を知らないとか、そういうことはあるのでしょうか。

た。 例えば、顕著に拘束が行われているとか、そういった報告はありますか。

(小川会長)

病院関係のことであれば、宿園なら宿園ということにして、御回客いただければと思います。

(事務局)

節し訳ございません。本日、精神病院を担当している部局が出席をしておりませんので、この場で置ちに答えることができません。持ち帰り、後日、回答させていただきます。

(小川会長)

よろしいでしょうか。従来から御出席されていなかったのでしょうか。

(事務局)

(小川会長)

鈴木さん、どうぞ。

(鈴木委員)

2点あります。一つは、12ページの意思決定支援の部分で、これは、どちらかというと知的障がいの範囲かなと思っているのですが、視覚障がいの人に対しても、情報がなければ意思決定できないということがあるので、その辺のところを書き込んでほしいという点と、それに加えて、社会資源の充実というところで、やはり、代筆、代読従業者の養成というところも、視底においては重要かなというところが、2つ首です。

もう 1点、13ページのところですが、「利用者首線の」というような書きぶりのなかで、やはり、最終的には、読書バリアフリー法などを踏まえた上での、いわゆる意思疎通支援条例なるものを覚として作っていってほしいと思うところです。

(小川会長)

ありがとうございます。

意思疎通支援については数字も気ってくると思いますけれども、それぞれの障がい別に支援の内容や支援者の専門性が違ってくるので、そういったことが充定されるように、ニーズを把握していくことも、この第6期、また第7期に向けても必要となってくると思いますので、数字を入れる作業をしていただきたいと思います。

では、佐藤先生。

(佐藤委員)

利用者首線ということについては、今後もこの会議で検討を続けていけると思います。パワーポイントの説前にあるのですが、意思決定支援の荃集展開ということと、監査結果の特別社会を表現している。
おります。

これを数量的に入れるのは難しいと思いますが、例えば施設外で日中活動ができている数字等が旨標値として出てくると、割と支援施設としての議論ができるかなと思います。

(小川会長)

ありがとうございます。今、2つ、藍香の問題と、意思決定支援の荃原展開のお話がありました。荃原展開について、数値自標をどうするかというのは難しいですが、障がい福祉計画の中の考え芳で、例えば、昨年度までの障がい福祉計画の中で、保健福祉圏域を軸として、それぞれの中で福祉サービスをどういうふうに充実させるかということを謳っていましたが、それが現実にきちんとできていたかどうかというのは、少し疑問があります。

ですから、今、佐藤委員がおっしゃったことは、総論というのか、方向性というのか、指針というのかわかりませんが、そういうところにきちんと書き込んでいくということにすれば、残っていくし、どっちの方向を向いているのかがはっきりするので、よろしいのではないかと思うのですけれども。それもまた、9月のところで、文章化されたものを見ていきたいと思います。

次回は9月ですので、今日のうちに全員の御発言をいただきたいと思います。

(安藤委員)

*私からは2点。1点首は、施設に関係ありますが、施設気が諸の地域生活への移行に関することで
申し上げますと、津久井やまゆり園の利用者に対しての支援を、どう神奈川登依に
送げていけるかということが大事だろうと思いますので、これは相当労を入れて一般化をしていくという散組が必要なのではないかと思います。

それから、パワーポイントの13ページですね。利用者首線というのは、これからいろいろなことを考えていく上で、この計画の矢事なキーワードになると思うのですが、それぞれの提え芳とか受け止め芳で、芮蓉が少しずつ変わってくるので、できるだけ其体的な形で議論できるとよいと思います。

(小川会長)

ありがとうございます。今の御発言の内容を、できるだけ計画の常に茂鈍していく、覚覚の芳に分かりやすいということですよね。どういうことをしようとしているのかとか、どこまでやろうとしているのか、とか。描象化されてしまうとわからないので、そこのところを具体的にということだと思います。ありがとうございます。

赤坂委員、御発言いただけますか。

(赤坂委員)

私からは首標についてですが、当初は、算体障がい著を対象としたスポーツの指導というところが言われているようなのですが、そのうちに、知的障がい者、さらに、精神障がい者が、一括して指導の対象となってきております。

私が考えたことは、いかなる場合であれど、利用者首線という書き芳をされていますが、 当事者の立場に立って動いていくということが、大事だというポリシーを持って、ここまで の活動をしてきました。

ですので、計画という形でカチカチにするのではなく、柔軟性を持った敬縫をしていただくのが一番です。

結論としては、人間対人間ですから、お互いできることを譲り合って、助け合ってやっていくということが大切なのだろうと思っています。

(小川会長)

ありがとうございます。お気持ちを話してくださったということですね。本当に重要なのが当事者の立場ということを理解しました。

かいとういいか。 ごはつげん 内藤委員。御発言をお願いします。

(内藤委員)

私も12ページ、13ページを非常に発覚させていただいたのですが、今、管さん話されていましたが、利用者質線の新しい障がい者福祉のあり芳の茂鞅や、意思決定支援の登算展開などで、いかに利用者、当事者の人が利用しやすい状態になるか、どのように其体的に書けるかということがということが大切ではないかと思っております。

それをより良い形で協力していただければありがたいと思います。

(小川会長)

ありがとうございます。ぜひ、御意見を取り入れていきたいと思います。 Zoomで入ってくださっている伊部さん、ぜひ御発言をお願いします。

(伊部委員)

普声が非常に聞き取りにくくて、少々理解ができていない部分があるのですが、私の意見は、発素さんの意見と同じで、たとえば利用者首線でといっても、それが知的障がいにであず、全部の障がい者に共通した課題だと認識しておりますので、そういう方向で今後書いていただきたいと思います。

それからもうひとつですが、私としては発言するのがこれで3回首になりますが、今回の資料でも、私のような視力が弱視レベルに素ちている人には、読み取れなくて、第6期計画に規定する内容について、職場のカラープリンターで出せばわかるのですが、首黒にすると

色の違いが分かりにくくなるんです。

やはり、資料は、弱視の芳が自黛コピーをとっても分かりやすいように、このような色分けではなくて、首黛でもわかりやすいようにしてほしいと思います。

このような資料の作り方だと、私のような弱視の者は、障害者施策審議会委員にふさわしくないと考えているのかなと、正直思ってしまいます。

(小川会長)

ありがとうございます。まず、養が聞こえづらいというのは、申し訳ないですが、また改善 していただきたいと思います。

これからもまだZoomが続く可能性はありますので、コロナが落ち着いてみんなで築まれるのが理想なのですが、やはりZoomと兼用でやれるような安定した状況にしていただきたいと思います。

それから、資料なのですが、弱視の芳もそれぞれ覚え芳がいろいろありますので、それぞれの委員さんに合わせて提供するという形がよいと思うんですね。

ですので、伊部委員に合わせた常での、文字のだきさにしても、色劇りにしても、フォントの選び芳にしても、実際に稲談の全湊めていって提供するという常をとっていただければと思います。

一人によっては御自身のパソコン上で閲覧するということがありますが、それもまたディスプレイを見続けるということで、非常に疲労を懲じる芳もいらっしゃるので、そういうことも考慮してほしいと思います。

そういうことで、今後は、事務局と相談の上、資料を提供いただくということで、よろしいでしょうか。事務局のほうで、御配慮顧います。よろしくお願いいたします。

(伊部委員)

私が言っているのは、そういうことではなく、資料作成で避けられることは避けてほしいということです。

委員に弱視の失もいるかもしれないし、傍聴者の人にもそういう人がいるかもしれない。 遊けられるバリアに対し、 障がいの程度はみな違うから行もしないというのは賛成できません。

(事務局)

(分部委員、資料が大変見づらいということで、私どもの配慮が定りず、静し訳ございませんでした。以後、気を付けてまいります。

また、Zoomの普声については、発ほども御指摘がありましたが、普が割れてしまうという 、大変に対しいででででいる。 大変になっていません。 を後、適正な環境で御提供できるよう、引き続き努めてまいります。 大変にし訳ございませんでした。

(小川会長)

では、Zoomで参加していただいている杉山中井町・長ったん、御意見ありましたら御発言ください。

(杉山委員)

Zoomだと、発言者の声が割れてしまって、聞き取りづらいです。

(小川会長)

が川ですけれども、私の声も聞こえませんか。割れてしまいますか。

(杉山委員)

はっきりと何を言っているかはわかりません。

(小川会長)

デが聞き取れていないということですよね。すみません、これについてはもう一回調整してください。

私は、この会場で手話推進の意見交換会に参加したことがあるのですが、Zoomで参加したとき、デが聞き取れなかったんです。

言いたいことを用意していたので、一方的に話させてもらったのですが、環境っていうわけではないのでしょうが、ちょっと要チェックで。地域福祉課もここで使っているときに聞こえなかったので、原庁内で少し情報交換して、聞こえるようにしていただきたいと思います。この部屋は、今後も使うと思いますので。

が前ですけれども、管さま、筒じ状態でやっぱり聞こえませんか、今、空調を止めて部屋が静かになったのですけれども。

あまりよくないということですね。わかりました。では、次回に向けて試してください。 引き続き、Zoomの方には申し訳ないですが、徳田委員に置してよろしいでしょうか。

(徳田委員)

私から荷点か。基本的なことになってしまいますが、一つは、スライドの5ページ首の「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」についてですが、1年以上の長期で、一次に患者数というのは、具体的にどういった検拠で算定されているかというのが知りたいということと、精神包括ケアの制度を正式に今期から作り、運用を開始したとのことですので、それに関して、発護士会のシステムや制度との連携であるとか、あるいは発護士からの退院支援や、1年以上の長期大院の方の地域の受け置といった社会的な自立支援体制や住着的ことなどは、非常に壁が大きくて、具体的にどういったところに支障、つまり地域への退院を妨げるような要因があるのかといった検証と、あとは利用できる住着とか地域資源の

開拓、ないしは設置などの具体的な検証も盛り込んでいければ、また、地域資源の数値なども盛り込んでいただければよいと思います。

もう一つは、12ページの節で、利用者首線の新しい福祉のあり芳については皆様からたくさん意見がありましたが、私の芳では、新型コロナウイルスの感染の影響を含めた対応ということで、やはりこの新型コロナウイルスの、例えば全体の問題とか、外出制限の問題とか、あるいはコロナの影響、例えば虐待とかが顕在化し、増えているのではないかとか、あるいは、これからワクチン接種とか医療についての差別とかの問題があるといった問題点が指摘され議論されていますが、そういった状況の調査をされているのかどうかということと、そうした調査結果を踏まえて計画に盛り込んでいただくのがよいのではないかと思います。

あとは、11ページ首の障害福祉サービス等の質の高上の散組に篠る体制の確保についてですが、研修の活角は実施済みということなのですが、真体的にどういった内容を実施されたのかということをお荷いしたいと思います。

神奈川県のやまゆりの検証を踏まえた研修などが実施されていることが重要なんじゃないかと思います。

(小川会長)

ありがとうございます。

それでは、いくつか質問があったので、事務局からお願いします。

(事務局)

まず、精神病、床の1年以上の長期入院患者数の首標値ですが、国の基本指針の管で計算式が示されて、そこで計算している、というような御説明をさせていただきましたが、この計算式は正道、結構複雑でして、ここでは、人口ですとか、性別・年齢別の入院率、脱薬の関係の数値などを諸々使っています。

これについては、当然、第の首標値を設定していくことになりますが、御指摘のように分かりづらいので、次回、分かりやすく御説明をさせていただければと思います。

また、新型コロナの関係ですが、県でも当然、コロナの影響ということで、我々の部署だけでなく他部署でもさまざまな調査をやっておりますので、そうした調査結果のデータを、 管標に係る部分に関しては、なるべく活用できればと**考えております。

(事務局)

先ほど、津久井やまゆり園の倅を受けてどのような研修をという御質問がありましたので、お話をさせていただきますと、酢な、検討部会で答算立施設の検証を行いましたが、利用者支援のところでは、具体的には身体拘束というところで御指摘をいただいたところです。

そういう中で、我々自身も県立施設のモニタリングを実施しまして、それらを踏まえて、
能学から指定管理施設を含めた県立施設の職員を対象にした研修を始めておりまして、

算体的には、若手、哲堅、ベテラン職員の3層構造の階層別研修を始めたということと、 今年度からは、先進的な散組をしている民間施設への派遣研修を始めるとか、また、意思決定 支援の散組に参随するとか、そういった散組を、まず算立施設から始めてみようと*考えています。

(小川会長)

それでは、堀越委員お願いします。

(堀越委員)

委員の管様の御意見を間いながら、いろいろ考えていたところですけれども、整体のことになると思いますが、特に相談支援などもそうですし、発ほど佐藤委員がおっしゃった 首中活動をどこでしているのかということもそうですが、葽は、この計画って数で立てなければいけないものですよね。

その荷を数えるかで、それが実質を反映しているようなものになっているのか、そうではなくなっているのかというのが決まってくるのだと思います。

ですので、委員の管様のお気息をもっともっとお借りして、この数を数えれば、実質がわかるというもので測っていくということをしていったらよいと思います。

発ほど野白委員が、「菌ったときに助けにならない」と相談支援のことをおっしゃっていましたが、私も、相談支援の人数だけ増やせばよいとか、センターあるいはコーディネーターを、医療的ケア児のコーディネーターもそうですが、増やせばよい、あるいはセンターを開けばよいとは思わないのです。

せっかく開いたのが、困ったときに使えないと言われてしまうのはなぜなのかということを、やはり、考えていく必要があるし、困ったときに使えない度合いを減らしていくためには、一体荷が問題なのか、開設数の問題なのか、対応する人間の問題なのか、対応時間の問題なのか、それともリソースがないからなのか、そういったことを丁寧に拾っていきながら、質を数で数えられるような首標数値を作っていく必要があると思いました。

(小川会長)

ありがとうございます。障がい福祉計画というのが、数値目標を挙げて実績数を挙げて、 というふうに数字を見ていくものになっているのですが、生活実態との齟齬が、例えば実態 は厳しいのに数値目標は達成している、というようなことがあるので、そこのところをどう していくか。

例えば、原は市町科から数字をあげてもらう、その数字を、もっと実態に削したようなあげさせ芳をするにはどうしたらよいのか、例えば市町科から、荷質分とか荷人分とか、人数とか百数とかで統計的に出しているわけですが、なかなかそれが生活実態を崇すことにならないと。もしできることなら、その市町科にどの程度の芳がいて、どういう障がいの芳々がいて、そして訪問介護が荷件くらい、どういう障がいがあって、例えば、重度訪問があったとして、重度訪問は身体障がい者の重度の芳にほとんど使われていて、知的障がいの芳には、

確っていないということになると、そういう利用の仕方は歯が進めていても神奈川県はそこに行っていないんだ、ということが分かれば、これからどういうふうにしていこうということが出てくると思いますが、数字が横に切られていて、縦、横、斜めにみることができないという問題があるんですね。

その逆は、我々もどう作ったらいいかということを一緒に検討しなければいけないとは思っていますが、もう歩し皆さんが疑問に思っているようなことが、実態に節した数字になっていない。小山委員が最初に緊管したことがその象ででと思いますが、そういう状態から脱していくような計画を立てていけないものかと思っています。

それから、施設式が著の地域移行ということが、荷気とか荷パーセントとか出ているのですが、その移行というのは、そこから出た時の、大体、首全かグループホームの2つに分かれているところですが、それは、その2つしか選択肢がないのかというところと、その人が1年後もそういう生活をしているのかどうかということは追跡していない。

この節で、就労定着支援のところの利用者がどうかとかいうところは新規で追跡しようとしているのですが、地域移行した人を追跡していくというところが出てこない。

当然サービスを使っているのでしょうから、積談支援等削貨の芳は、サービス等利用計画で把握しているはずなので、道跡しようと思えばできるはずなのですが、本当に豊かな生活を移行しながらしているのか、ただその数値が変化しているだけなのか。

それから、福祉施設というのはどういう定義があるかというところも、ちゃんと苗していかないといけないですよね。実際苗されるのだろうとは思いますが、きめ締かく実態を削るような計画書と、実績表とがあった芳がよいのではないかと思います。

最先4時までですが、報告事項のところは短めにするとして、いろいろ御意見を聞きましたが、聞き定りないことがあったら、御発言いただければと思います。

Zoomの方は聞こえないから困りますね。聞こえてないけどちょっと言っておきたいということがあったら御発言願います。

(佐藤委員)

(小川会長)

触れたかったことがあればメールで事務局に出していただくということにしたいと思います。会場の方で付け足したいことがあれば、御発言願います。

(河原委員)

12 ページの下の部分ですが、災害や感染症まん延等にも対応できるようにするというのは、とても大事なことだと思います。

まだのよう。まけん。かんせんしょう 手話通訳の派遣を感染症まん延のときに通訳者が感染すると困りますよね。

派遣が難しいという状況が起こったときに、病院のサービスが、普段はいろんなサービスができると思いますが、災害ではなかなか派遣が難しい。災害が起こったときに、あるいは病気が発生したときに、手話通訳が受けられなくなってしまう。

そうなったときはとても菌るわけですよね。でもきちんとサービスが受けられるようにするということ、それは非常に大切なことです。そのことが特にわかりました。それをきちんと今後計画に入れていけたらと思います。

それからもうでつ、11ページ、全のほうです。サービスの質の高上、それに関する散組、利用者からの評価、評価するのか不満があるのか、そういうことを取り上げて質の高上に活かしていく、そういう散組もあったほうがよいと思います。

(小川会長)

ありがとうございます。御意見として取り入れていくというような形で行きたいと思います。

それでは、議題1「神奈川県障がい福祉計画の改定について」を繋ってさせていただいて、9月の時に具体的な数字が入って、それから方針等も改業が入って議論していきたいと思います。

(小川会長)

報告事項が何点かありますので、資料の1、2、3、4、5とまとめて御説明いただいてよいでしょうか。もし、御質問があったら最後に受けるという形をとりたいと思います。

(事務局)

資料2、資料3、資料4数び資料5に基づき説明

(小川会長)

では資料の1から5までで、何か御質問等があれば、御発言ください。

とくだいいん (徳田委員)

資料2についてですが、身体拘束ゼロに高けた散組を開始したということで、身体拘束の実施状況が書かれていますが、ここに書かれている身体拘束というのは、いわゆる施錠であったり、拘束衣だとか拘束具だとか、そういったものだけがカウントされているのか、それともパニックを起こした利用者さんを羽炎い絞めにするとか、そういう現場システムがあるという、ただそれも当然身体拘束の3要件を満たさなければやってはいけないということで、私は、ここ2年の間に関内の3つの施設の虐待調査に当たらせていただきましたが、やはり現場でパニックを起こしたら仕方がないんだということで簡易的な、羽炎い絞めであるとかそういったことをやられている実態がある施設もあり、そうするとどうしてもここに案う例があるとですね、当然施錠ですとか、拘束のための衣服を着せたりですとか、そういっ

たことが算体拘束に当たるんだということが現場の支援者の芳はわかるんですけれども、パニックを起こした利用者さんを羽交い絞めにしたりすることが算体拘束に当たるというところまで、意識がいかないのではないかというところであります。そこが着待に当たるというケースもあると思われますから、もしそういったもの、算体拘束にカウントされている内容についてお荷いしたいと思います。

覚として、どういったことが身体拘束、着待に当たるということが、報告の管にあればよいのではないかと思いましたので、質問させていただきました。

(事務局)

まず、御意見にあったものがカウントされているかということについてですが、カウントされています。

我々もそういったケースが身体拘束に当たるということは重々理解した中で、この身体 拘束のゼロに向けて、というのを実施しています。

また、いただいた御意見に対してお答えするとすれば、身体拘束をなくしていくとなったときに、一番大事なのは、これを一つのきっかけとして敬めて本人のアセスメントを一からやり置して、なぜこの人に身体拘束が必要なのだろうということをゼロベースで見置していきたいと思っています。

その節で、支援者と利用者の関わり芳は、茶当にこれでよいのかということを含めて、身体拘策のゼロの推進についての議論はありますが、発ほど意見交換されている、いわゆる質の問題というところを見込んで、利用者の芳の生活の質を上げていくということを首標にして、そのための対応として、まずは身体拘策を見置していくということを首標に、そして数値的な首標としては身体拘策をゼロにする、そんな思いでやっておりますので、引き続き御報告させていただきながら、進めていきたいと思っております。

よろしくお願いします。

(小川会長)

よろしいでしょうか。

(堀越委員)

支援困難事例の事例集をホームページで拝見して、こういった事例集が作られることはとてもよいですし、相談支援専門員の芳が大いに参考にされたらよいと思っております。

ただ一つだけ思っているのが、利用者首線の支援を考えると言っている神奈川県において、支援困難事例という言い芳、あるいは多問題家族という言い芳が、今厚労省を答め至国で画一化されたネーミングなのですが、そのまま使っていいのかどうかというのが、私旨事もすごく迷っているということです。

一つの障がいに係る事例を公開するに当たって、お手伝いをさせていただいたりしていましたけれども、支援困難事例という言い芳について、もう少し神奈川県らしいネーミングができたらなと思っていまして、**考えていけたらなと思いました。

(事務局)

道接お答えする形ではないですが、今のお話の関連で、今日の議題の年の障がい福祉 計画の設定のところでも利用者首線の新しい福祉について、管様から御意見をいただいたと ころですが、その時に言葉の使い芳という点において気付いたのが、利用者首線という際に、 「当事者の」と言い換えられている芳が夢かったと思います。

多分、「当事者」の芳が広くて、一般的なんじゃないかと思います。

それで、今、堀越先生がおっしゃったような言葉の話と関連して、利用者自線と当事者 自線、この使い方については、事務局の方でも考えさせていただきたいと思います。

(小川会長)

ありがとうございます。用語とか言葉というのはとても大事だと思います。

「利用者首線」というのがよい言葉だと思いきや、別の見方もある。それから例えば、意思決定支援といっても、「意思」とか「決定」とか強い言葉になってくるので、よいのだろうかとか。良かれと思って言葉を作るのですが、その解釈がそれぞれの芳によってすごく違う、よくそれは揉んで、きちんとまとめた言葉でいいのか、養々としても説明がされるような言葉がいいのか、そういう議論をしていくことが、根本的なことですごく大事だと思いますので、計画を立てるときに言葉でつひとつを吟味しながら作っていくということが大事だと思います。

それでは、時間がまいりましたので今首はこれで終わりたいと思います。

Zoomの方たちが聞こえないということで、大変申し訳ないことで改善に努めていっていただきたいと思います。

(佐藤委員)

中井やまゆりの件についての自治体への情報提供を見ていますと、我々が言っていることを実施されたということで、大変ありがたく思っております。

情報提供について、首治体の方の反応が鈍いので、ここはやはり、原として対応を引き続きしていただきたいと思います。

(小川会長)
ありがとうございます。宀つ箭進しても、まだ禿髪している部分があるということもあり
ますので、それは心して支援に向かっていくということで、これから必要になると思います
ので、よろしくお願いします。
それでは、議事は終わりまして、進行を事務局に戻したいと思います。